

第4回上下水道事業審議会資料 (水道事業・下水道事業)

目次

1. 第3回審議会の振り返り
2. 案の比較・選定

令和8年3月25日
那須塩原市上下水道部管理課



好きを、編む。
那須塩原市

1. 第3回審議会の振り返り

第3回審議会における審議済事項<水道>

①基本方針

- ・料金体系は現状維持とする。
- ・今回の料金改定は全体的な料金水準の変更のみとする。

②料金改定案 …料金改定率と企業債比率の組み合わせで3パターン提示

パターン	料金改定率	企業債比率	本市の見解
①	19.2%	40.0%	適正な料金水準の考え方である3つのポイントを満たしており、また、企業債残高も減少となります。
②	13.5%	50.0%	適正な料金水準の考え方である3つのポイントを満たしており、企業債残高も微増に抑えられますが、料金算定期間後の損益に不安を残します。
③	10.1%	60.0%	赤字とならない改定率としては下限値であり、将来の借入金返済による負担が大きく、収支バランスとして不安定です。

⇒ 審議結果：「パターン①もしくは②が妥当」

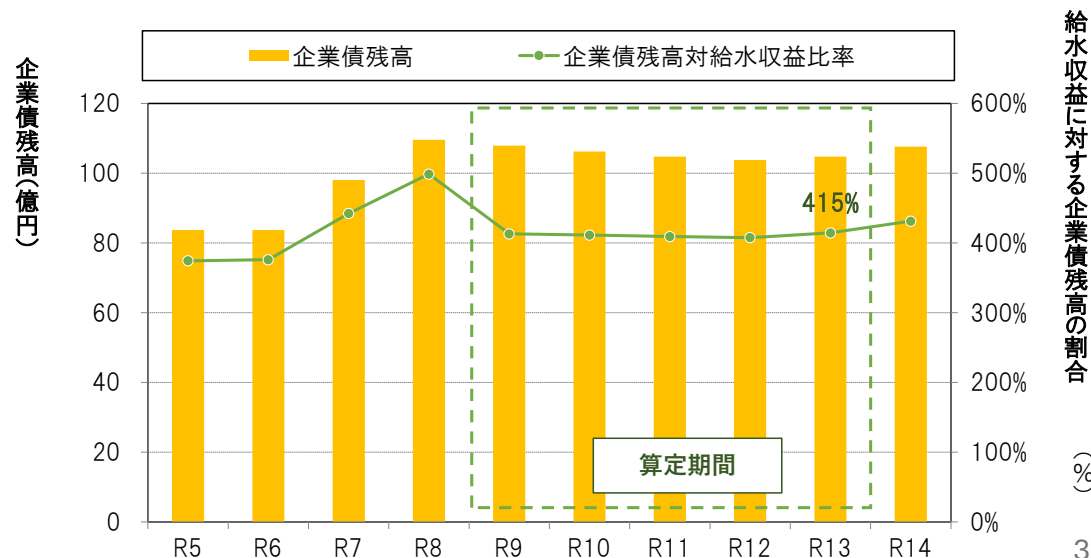
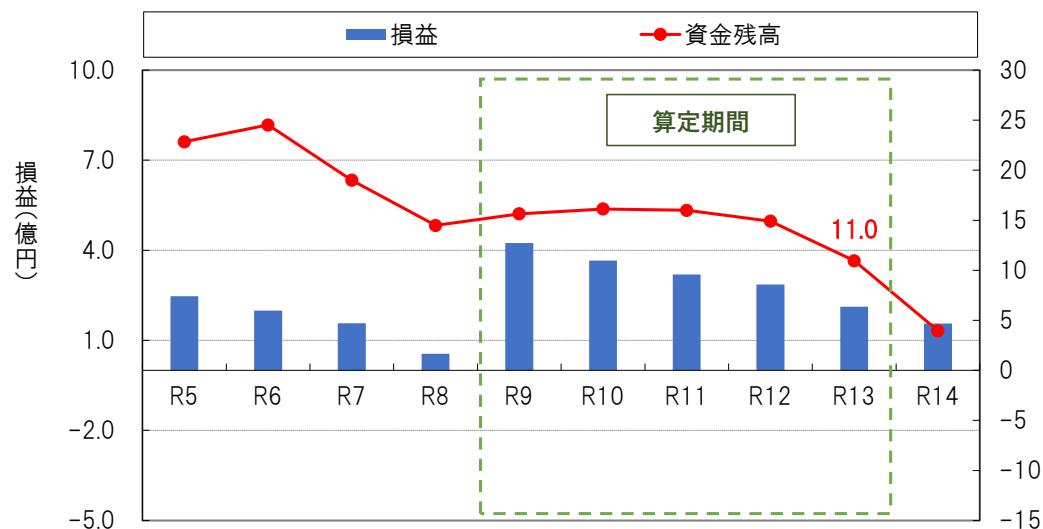
1. 第3回審議会の振り返り

第3回審議会における審議済事項<水道>

■ 改定率 パターン①

- 料金改定率：19.2%
- 企業債比率：40.0%
- 令和13年度の資金残高：11.0億円
- 令和13年度の純利益：2.1億円

- 企業債残高は減少する
(令和8年度比-5億円)
- 企業債残高対給水収益比率は微減
(令和8年度の約0.8倍)



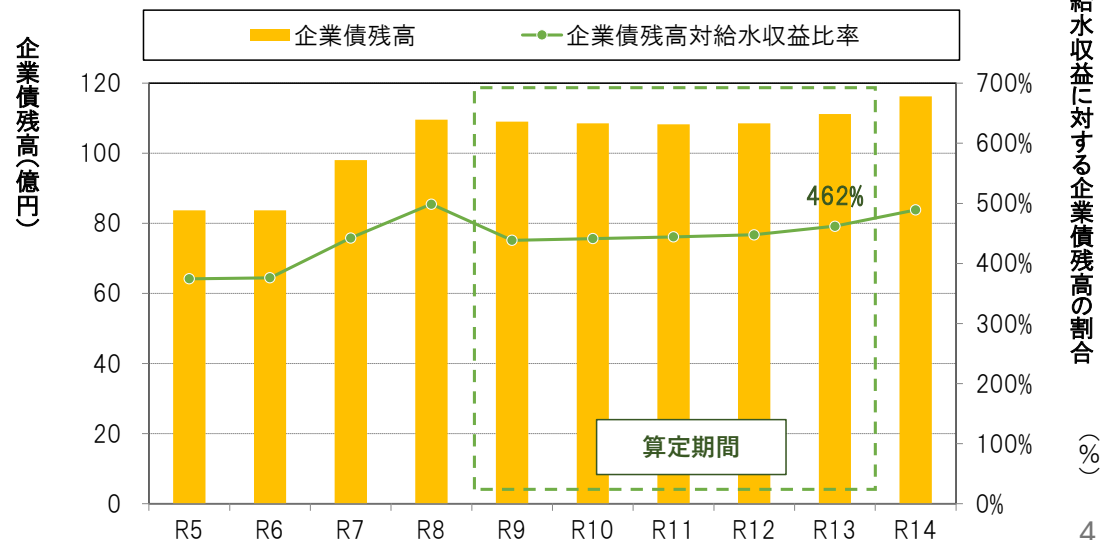
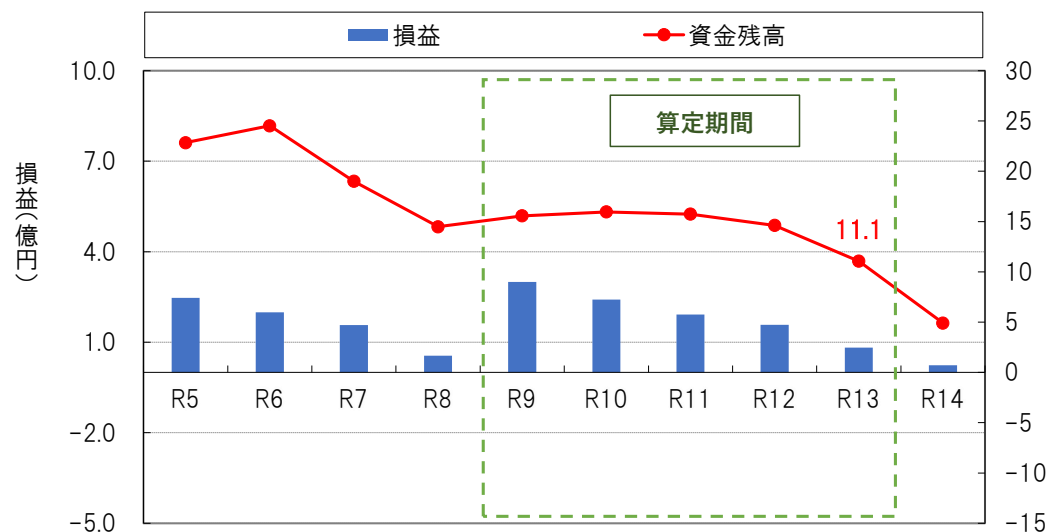
1. 第3回審議会の振り返り

第3回審議会における審議済事項<水道>

■ 改定率 パターン②

- 料金改定率：13.5%
- 企業債比率：50.0%
- 令和13年度の資金残高：11.1億円
- 令和13年度の純利益：0.8億円

- 企業債残高は増加する
(令和8年度比+1.6億円)
- 企業債残高対給水収益比率は微減
(令和8年度の約0.9倍)



資金残高(億円)

給水収益に対する企業債残高の割合

(%)

1. 第3回審議会の振り返り

第3回審議会における審議済事項<水道>

③料金改定後の料金体系による試算

現
行
料
金

【計算例①：φ13、20m³/2か月】

$$1,730 + (80 \times 20)$$

$$=3,330 \text{ 円 (税抜)}$$

【計算例②：φ150、3,900m³/2か月】

$$166,560 + (80 \times 20 + 166 \times 3,880)$$

$$=812,240 \text{ 円 (税抜)}$$

パターン①		改定率	19.2%
口径	基本料金		
	現行料金	試算料金	差額
φ13	1,730	2,063	333
φ20	2,500	2,980	480
φ25	4,910	5,853	943
φ30	7,030	8,380	1,350
φ40	11,810	14,078	2,268
φ50	19,510	23,256	3,746
φ75	41,570	49,552	7,982
φ100	71,860	85,658	13,798
φ150	166,560	198,540	31,980
区分	従量料金		
	現行料金	試算料金	差額
~20m ³	80	96	16
21m ³ ~	166	198	32

パターン②		改定率	13.5%
口径	基本料金		
	現行料金	試算料金	差額
φ13	1,730	1,964	234
φ20	2,500	2,838	338
φ25	4,910	5,573	663
φ30	7,030	7,980	950
φ40	11,810	13,405	1,595
φ50	19,510	22,144	2,634
φ75	41,570	47,182	5,612
φ100	71,860	81,562	9,702
φ150	166,560	189,046	22,486
区分	従量料金		
	現行料金	試算料金	差額
~20m ³	80	91	11
21m ³ ~	166	189	23

試
算
料
金

【計算例①：φ13、20m³/2か月】

$$2,063 + (96 \times 20)$$

$$=3,983 \text{ 円 (税抜)}$$

【計算例②：φ150、3,900m³/2か月】

$$198,540 + (96 \times 20 + 198 \times 3,880)$$

$$=968,700 \text{ 円 (税抜)}$$

【計算例①：φ13、20m³/2か月】

$$1,964 + (91 \times 20)$$

$$=3,784 \text{ 円 (税抜)}$$

【計算例②：φ150、3,900m³/2か月】

$$189,046 + (91 \times 20 + 189 \times 3,880)$$

$$=924,186 \text{ 円 (税抜)}$$

1. 第3回審議会の振り返り

第3回審議会における審議済事項<下水道>

■決定事項

財政シミュレーション結果や今後の財政状況の見通しを踏まえ、将来の経営の健全化に向けて、下水道使用料改定の基本方針として以下を確認

- 負担区分に基づく独立採算を目指すために、速やかに経費回収率100%を達成する。
- 資金不足を補てんするための一般会計繰入金については、自己資本の形成に寄与するという性質を踏まえて、会計上「収益的収入」から「資本的収入」へと改める。
- 基準内繰入金については、制度上、一般会計が負担すべき経費ではあるものの、一般会計にとって大きな負担となっていることから、中長期的な観点で削減する。
- 利用者ごとの件数や水量の動きを検証したところ、前回改定時に予測した傾向と一致しているため、使用料体系の見直しは行わず、下水道使用料の水準のみ対応する方針とする。

この方向性に基づき、速やかに経費回収率100%を達成することを目標として、

令和9年度に改定率11.5%の下水道使用料の改定を行うものとなりました。

1. 第3回審議会の振り返り

第3回審議会における審議済事項<下水道>

下水道使用料の改定率については、1回の改定で経費回収率100%を達成することを目標とした改定率11.5%と決定しました。

【下水道使用料・改定率の設定】

■ 令和9年度 改定率 11.5%

(使用料単価137.48円/m³→153.22円/m³)

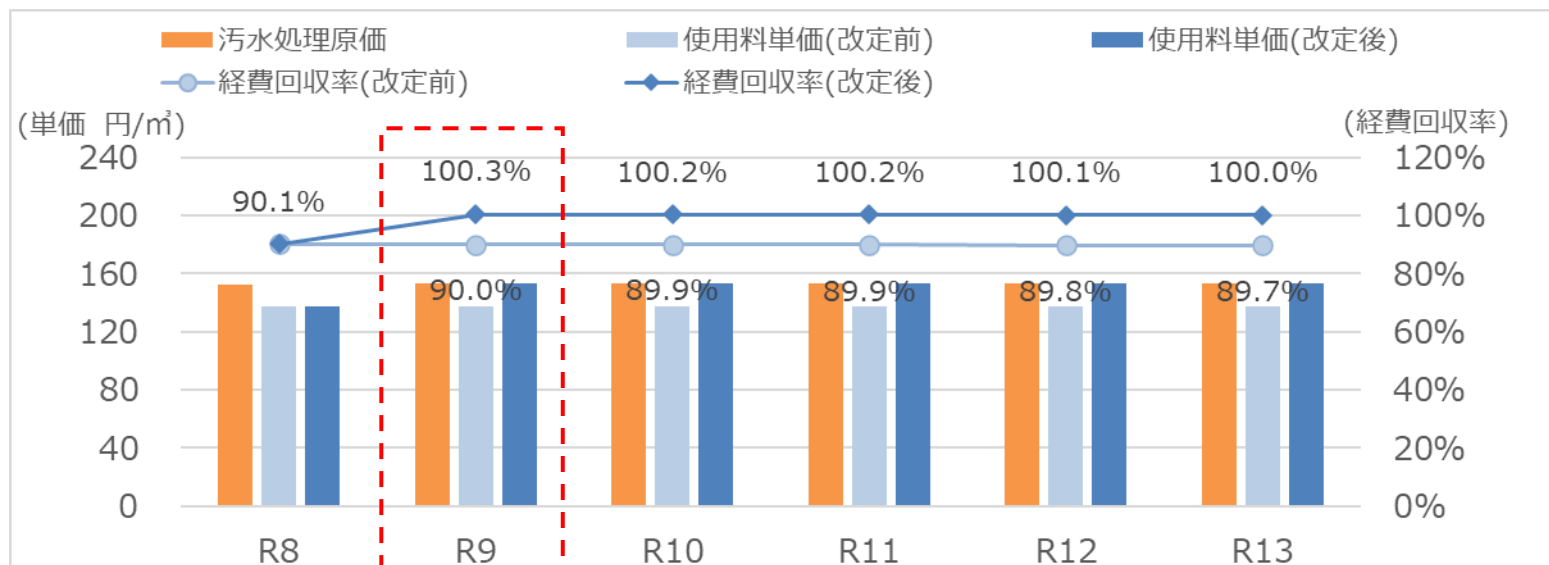


図 経費回収率の動向について

1. 第3回審議会の振り返り

第3回審議会における審議済事項<下水道>

■料金改定後の料金体系による試算

使用料体系(改定前)

区分	2か月につき(税抜)	
	汚水量	使用料
基本 使用料	—	2,200円
従量 使用料 (1m ³ につき)	20m ³ まで	35円
	20m ³ を超え 40m ³ まで	105円
	40m ³ を超え 60m ³ まで	113円
	60m ³ を超え 100m ³ まで	121円
	100m ³ を超え 200m ³ まで	127円
	200m ³ を 超えるもの	133円

一律11.5%
引き上げ

使用料体系(改定後)

区分	2か月につき(税抜)	
	汚水量	使用料
基本 使用料	—	2,453円
従量 使用料 (1m ³ につき)	20m ³ まで	39円
	20m ³ を超え 40m ³ まで	117円
	40m ³ を超え 60m ³ まで	126円
	60m ³ を超え 100m ³ まで	135円
	100m ³ を超え 200m ³ まで	142円
	200m ³ を 超えるもの	148円

1. 第3回審議会の振り返り

第3回審議会における審議済事項<下水道>

■料金改定後の料金体系による試算

水量別の負担額を試算すると、下表のとおりとなります。

使用水量 (2か月)/項目	現行体系	税抜金額
		改定率 (11.5%)
20m ³	2,900 円	3,233 円 (+333)
50m ³	6,130 円	6,833 円 (+703)
100m ³	12,100 円	13,493 円 (+1,393)
200m ³	24,800 円	27,693 円 (+2,893)
500m ³	64,700 円	72,093 円 (+7,393)
1,000m ³	131,200 円	146,093 円 (+14,893)

1. 第3回審議会の振り返り

第3回審議会における審議済事項

■いただいた主なご意見

〈上水道〉

- ・人口減少や少子高齢化が進むことを踏まえると、将来的に再度料金改定が必要となった場合、改定率がより大きくなるため、早い段階に検討すべき
- ・今回の改定率を低く抑えておき、経営状況が悪化すれば再度料金改定などを検討していく方法もあるのではないか
- ・水道経営に不安材料を残さない料金水準は必要だが、昨今の物価高によって市民生活が苦しんでいる状況にも配慮すべき

〈下水道〉

- ・節水への意識が高まっている中で、下水道使用料の値上げに対して市民が不安を感じる可能性があるため、値上げの理由をしっかりと説明し、市民理解を得るための広報や啓発活動が必要である。

今後の進め方

今回

進め方	内容	第2回	第3回	第4回	第5回
① 投資計画の説明	・ 中長期的な投資計画の説明	○			
② 財政シミュレーション	・ 投資計画を踏まえた財政シミュレーション結果の提示 ・ 料金見直しの必要性	○			
③ 料金改定パターン試算	・ 料金設定の基本方針、料金水準の検討 ・ 財政上の目標値を達成するための料金水準案の提示		○		
④ 料金改定案の提示	・ 第3回での指摘事項等を踏まえた案の比較、選定			○	
⑤ 答申案	・ 答申案の確認				○

2. 案の比較・選定

2.1 水道料金改定案の選定

- 前回審議会において妥当と判断いただいた2案のうち、どちらにするかを選定
- 「適正な料金水準の3つのポイント」（再掲）

- ① 算定期間中（R9～R13）に赤字を発生させない
- ② 全期間において資金残高 11億円を下回らない
- ③ 企業債残高（借入残高）を著しく増加させない

⇒ 2案とも満たしている

パターン	料金改定率	企業債比率	本市の見解
①	19.2%	40.0%	適正な料金水準の考え方である3つのポイントを満たしており、また、企業債残高も減少となります。
②	13.5%	50.0%	適正な料金水準の考え方である3つのポイントを満たしており、企業債残高も微増に抑えられますが、 料金算定期間後の損益に不安を残します。

- 選定にあたり、「**次回料金改定が必要になる時期**」及びその「**改定率**」の要素を追加し比較します。（次頁以降参照）

2. 案の比較・選定

2.1 水道料金改定案の選定

■ 改定率 パターン①

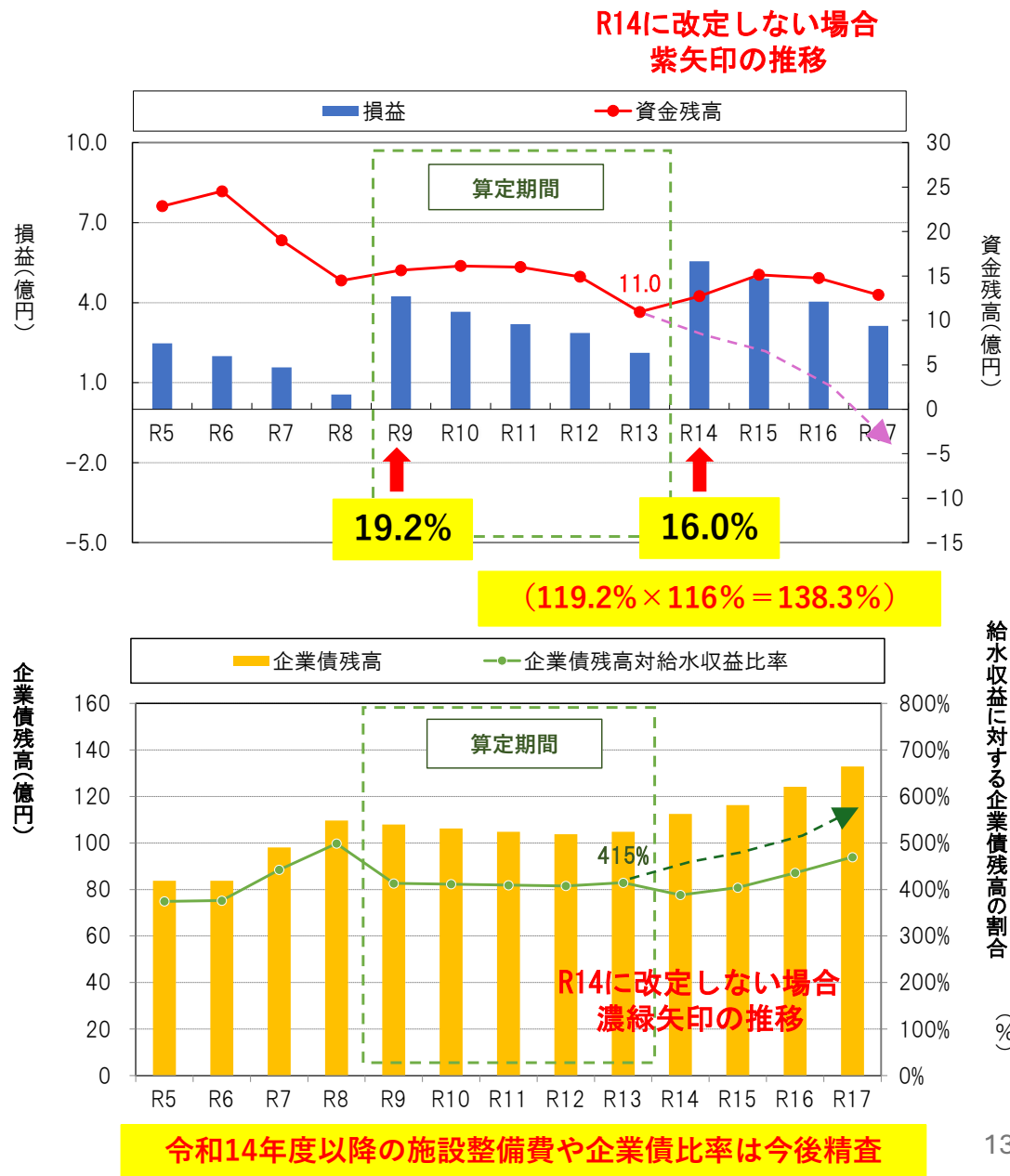
- 料金改定率：19.2%
- 企業債比率：40.0%
- 令和13年度の資金残高：11.0億円
- 令和13年度の純利益：2.1億円

- 次回改定時期：令和14年度

※改定しない場合は令和14年度に必要な運転資金を下回り、令和17年度に資金不足となる。

- 料金改定率：16.0%
- 企業債比率：60.0% (R14～固定)

※ R14～R17の施設整備費用が大きいため企業債比率は高く設定している
(今後、設計等を進め精査していく)



資金残高(億円)

給水収益に対する企業債残高の割合

(%)

2. 案の比較・選定

2.1 水道料金改定案の選定

■ 改定率 パターン②

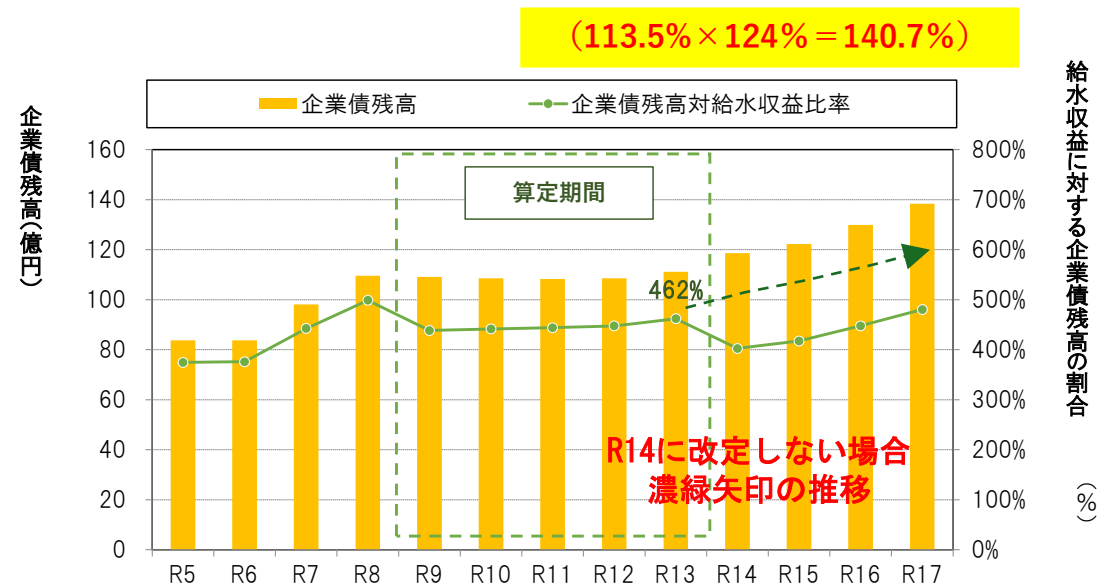
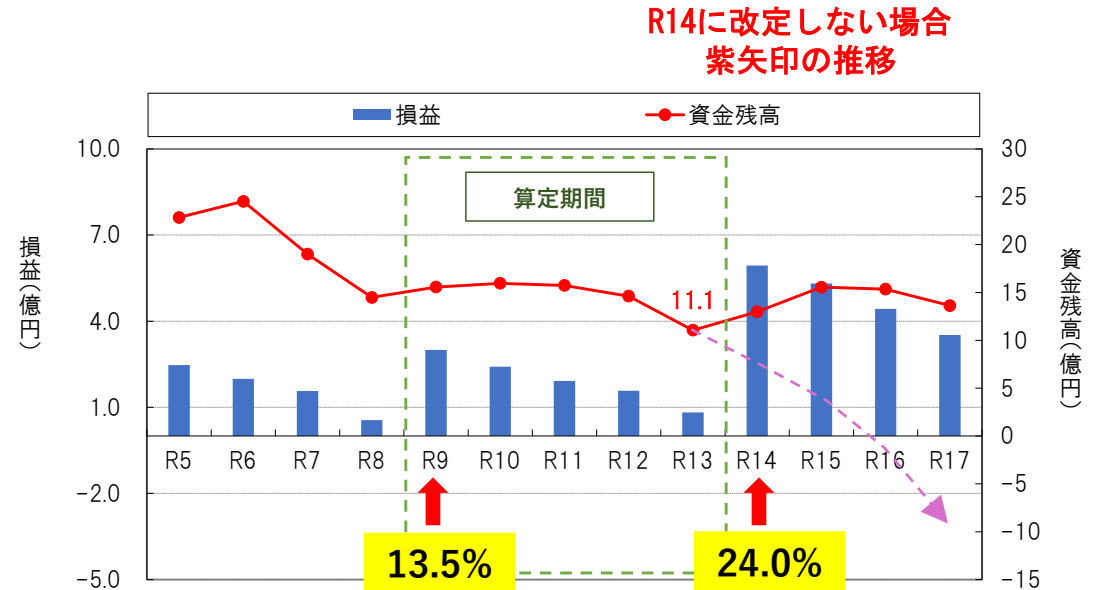
- 料金改定率：13.5%
- 企業債比率：50.0%
- 令和13年度の資金残高：11.1億円
- 令和13年度の純利益：0.8億円

• 次回改定時期：令和14年度

※改定しない場合は令和14年度に必要な運転資金を下回り、令和16年度に資金不足となる。

- 料金改定率：24.0%
- 企業債比率：60.0% (R14～固定)

※ R14～R17の施設整備費用が大きいため
企業債比率は高く設定している
(今後、設計等を進め精査していく)



令和14年度以降の施設整備費や企業債比率は今後精査

資金残高(億円)

給水収益に対する企業債残高の割合

(%)

2. 案の比較・選定

2.2 各案の料金試算

案	水道改定率	下水道改定率	将来の水道改定水準（想定）
①	19.2%	11.5%	R9 19.2% → R14 16.0% (現行の119.2% → 同138.3%)

【料金体系】水道、R9年度

口径	基本料金（税抜）	
	現行料金	新料金
φ13	1,730円	2,063円 (+333)
φ20	2,500円	2,980円 (+480)
φ25	4,910円	5,853円 (+943)
φ30	7,030円	8,380円 (+1,350)
φ40	11,810円	14,078円 (+2,268)
φ50	19,510円	23,256円 (+3,746)
φ75	41,570円	49,552円 (+7,982)
φ100	71,860円	85,658円 (+13,798)
φ150	166,560円	198,540円 (+31,980)
区分	従量料金	
	現行料金	新料金
~20m ³	80円	96円 (+16)
21m ³ ~	166円	198円 (+32)

【料金体系】下水道、R9年度

区分	2か月につき（税抜）		
	汚水量	現行使用料	新使用料
基本使用料	—	2,200円	2,453円 (+253)
従量使用料 (1m ³ につき)	20m ³ まで	35円	39円 (+4)
	20m ³ を超え 40m ³ まで	105円	117円 (+12)
	40m ³ を超え 60m ³ まで	113円	126円 (+13)
	60m ³ を超え 100m ³ まで	121円	135円 (+14)
	100m ³ を超え 200m ³ まで	127円	142円 (+15)
	200m ³ を 超えるもの	133円	148円 (+15)

【計算例①一般家庭】

φ13、20m³/2か月

	現行料金	試算料金
上水道	3,330円	3,983円 (+653)
下水道	2,900円	3,233円 (+333)
合計	6,230円	7,216円 (+986)

【計算例②事業者】

φ50、3,900m³/2か月

	現行料金	試算料金
上水道	665,190円	757,284円 (+92,094)
下水道	516,900円	575,293円 (+58,393)
合計	1,182,090円	1,332,577円 (+150,487)

2. 案の比較・選定

2.2 各案の料金試算

案	水道改定率	下水道改定率	将来の水道改定水準（想定）
②	13.5%	11.5%	R9 13.5% → R14 24.0% (現行の113.5% → 同140.7%)

【料金体系】水道、R9年度

口径	基本料金（税抜）	
	現行料金	新料金
φ13	1,730円	1,964円 (+234)
φ20	2,500円	2,838円 (+338)
φ25	4,910円	5,573円 (+663)
φ30	7,030円	7,980円 (+950)
φ40	11,810円	13,405円 (+1,595)
φ50	19,510円	22,144円 (+2,634)
φ75	41,570円	47,182円 (+5,612)
φ100	71,860円	81,562円 (+9,702)
φ150	166,560円	189,046円 (+22,486)
区分	従量料金	
	現行料金	新料金
~20m ³	80円	91円 (+11)
21m ³ ~	166円	189円 (+23)

【料金体系】下水道、R9年度

区分	2か月につき（税抜）		
	汚水量	現行使用料	新使用料
基本使用料	—	2,200円	2,453円 (+253)
従量使用料 (1m ³ につき)	20m ³ まで	35円	39円 (+4)
	20m ³ を超え 40m ³ まで	105円	117円 (+12)
	40m ³ を超え 60m ³ まで	113円	126円 (+13)
	60m ³ を超え 100m ³ まで	121円	135円 (+14)
	100m ³ を超え 200m ³ まで	127円	142円 (+15)
	200m ³ を 超えるもの	133円	148円 (+15)

【計算例①一般家庭】

φ13、20m³/2か月

	現行料金	試算料金
上水道	3,330円	3,784円 (+454)
下水道	2,900円	3,233円 (+333)
合計	6,230円	7,017円 (+787)

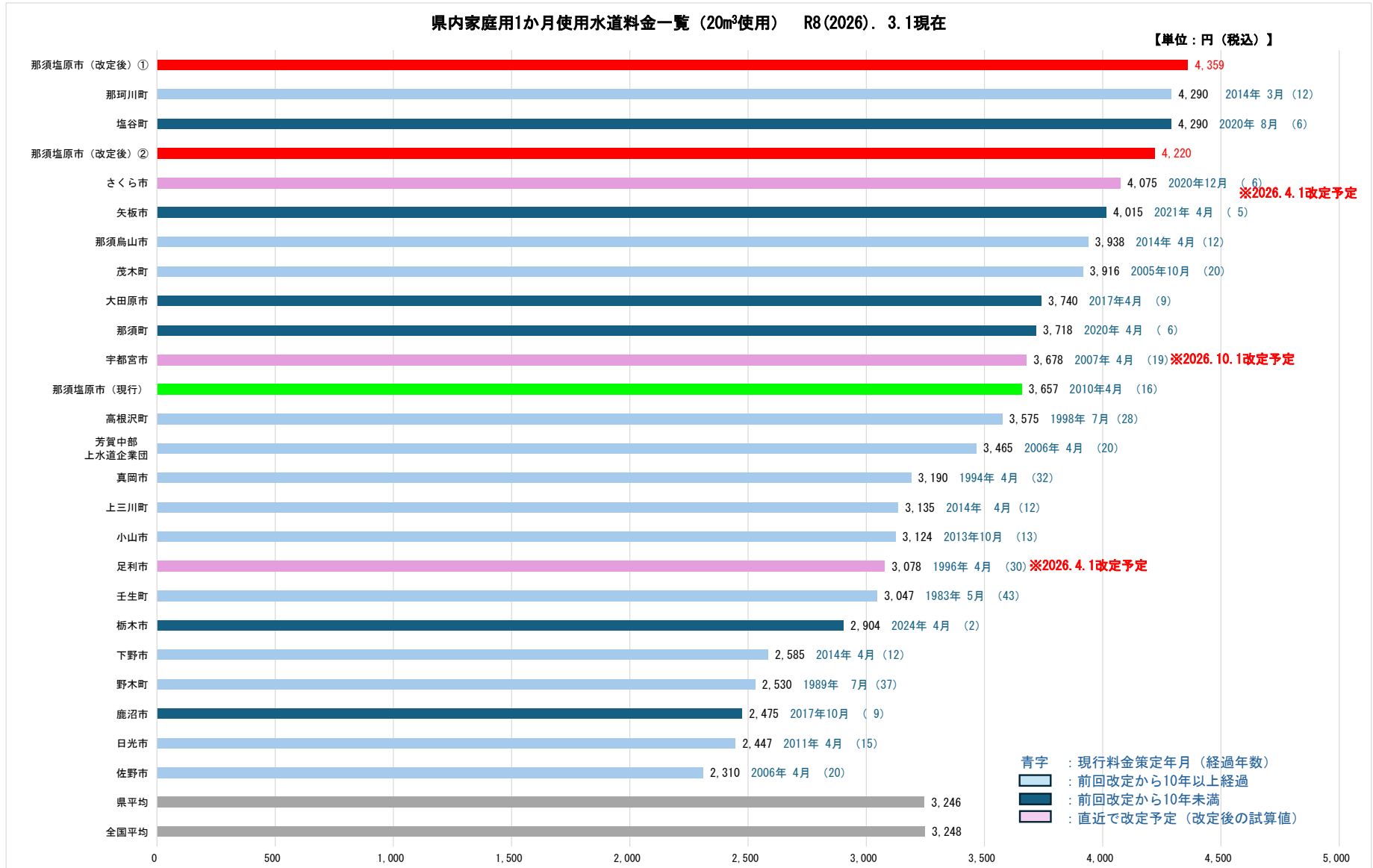
【計算例②事業者】

φ50、3,900m³/2か月

	現行料金	試算料金
上水道	665,190円	733,301円 (+68,111)
下水道	516,900円	575,293円 (+58,393)
合計	1,182,090円	1,308,594円 (+126,504)

2. 案の比較・選定

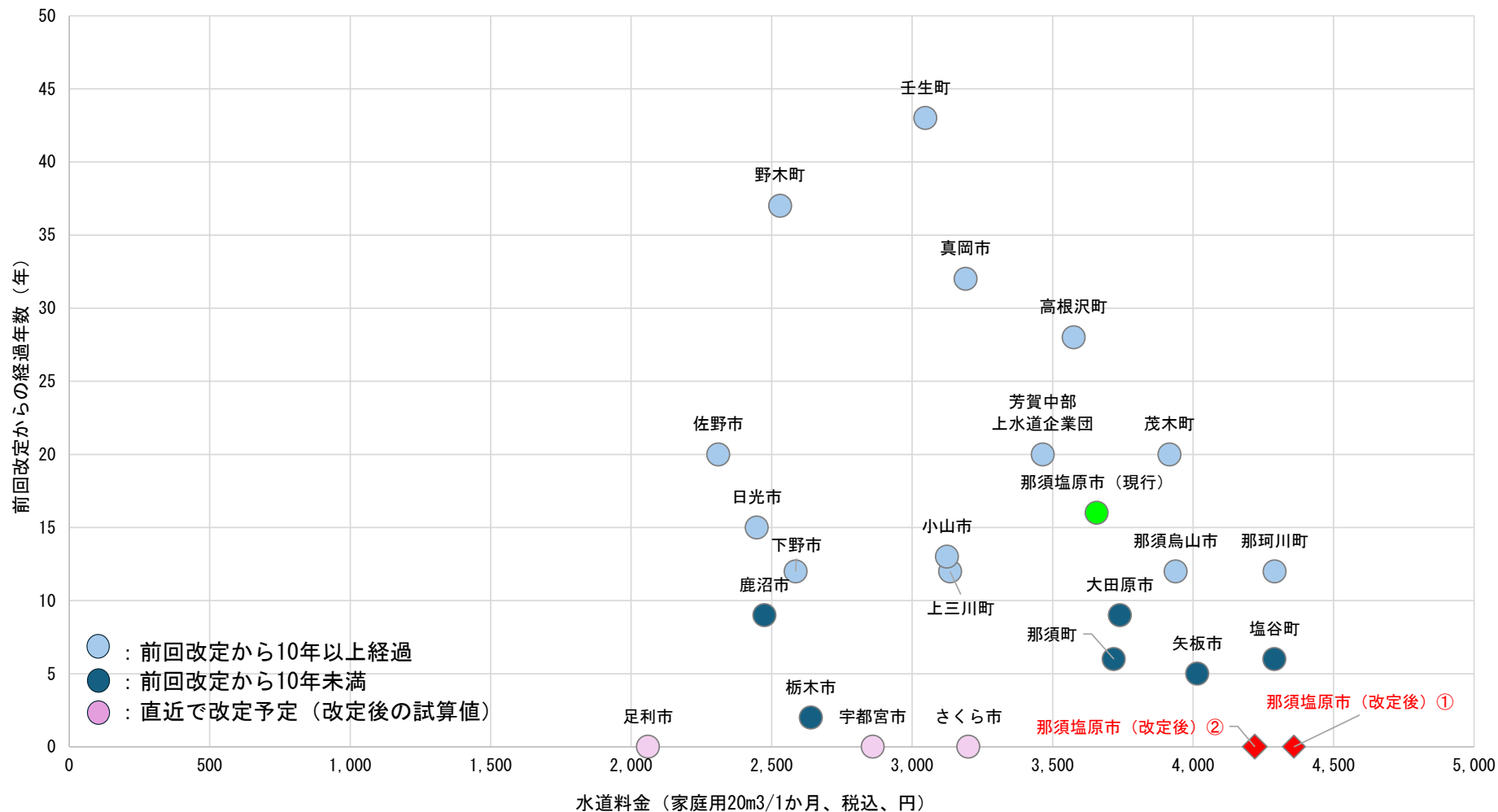
2.3 改定実施後の近隣事業体との比較〈水道〉



2. 案の比較・選定

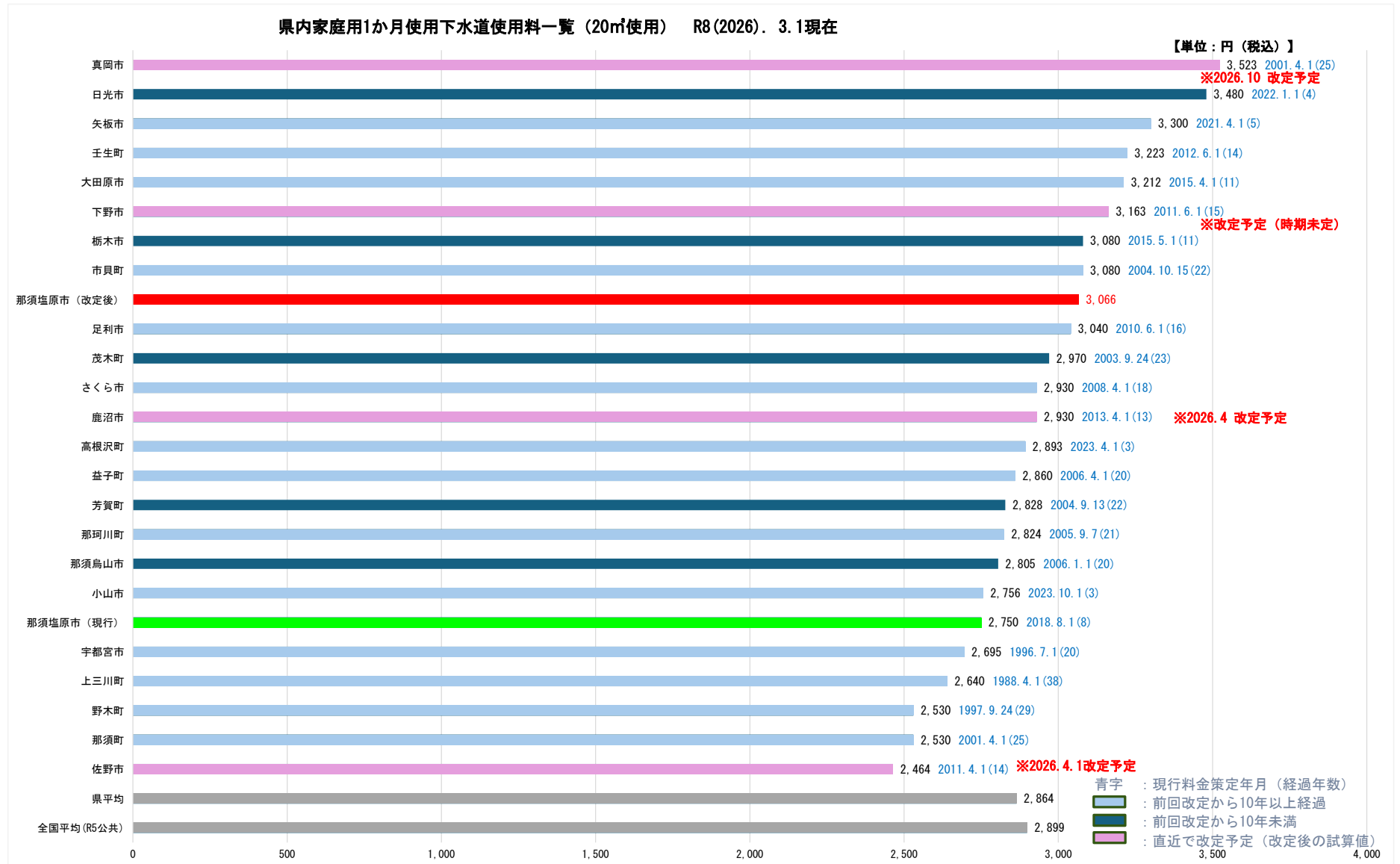
2.3 改定実施後の近隣事業体との比較〈水道〉

栃木県内水道事業体の水道料金と改定経過年数の分布



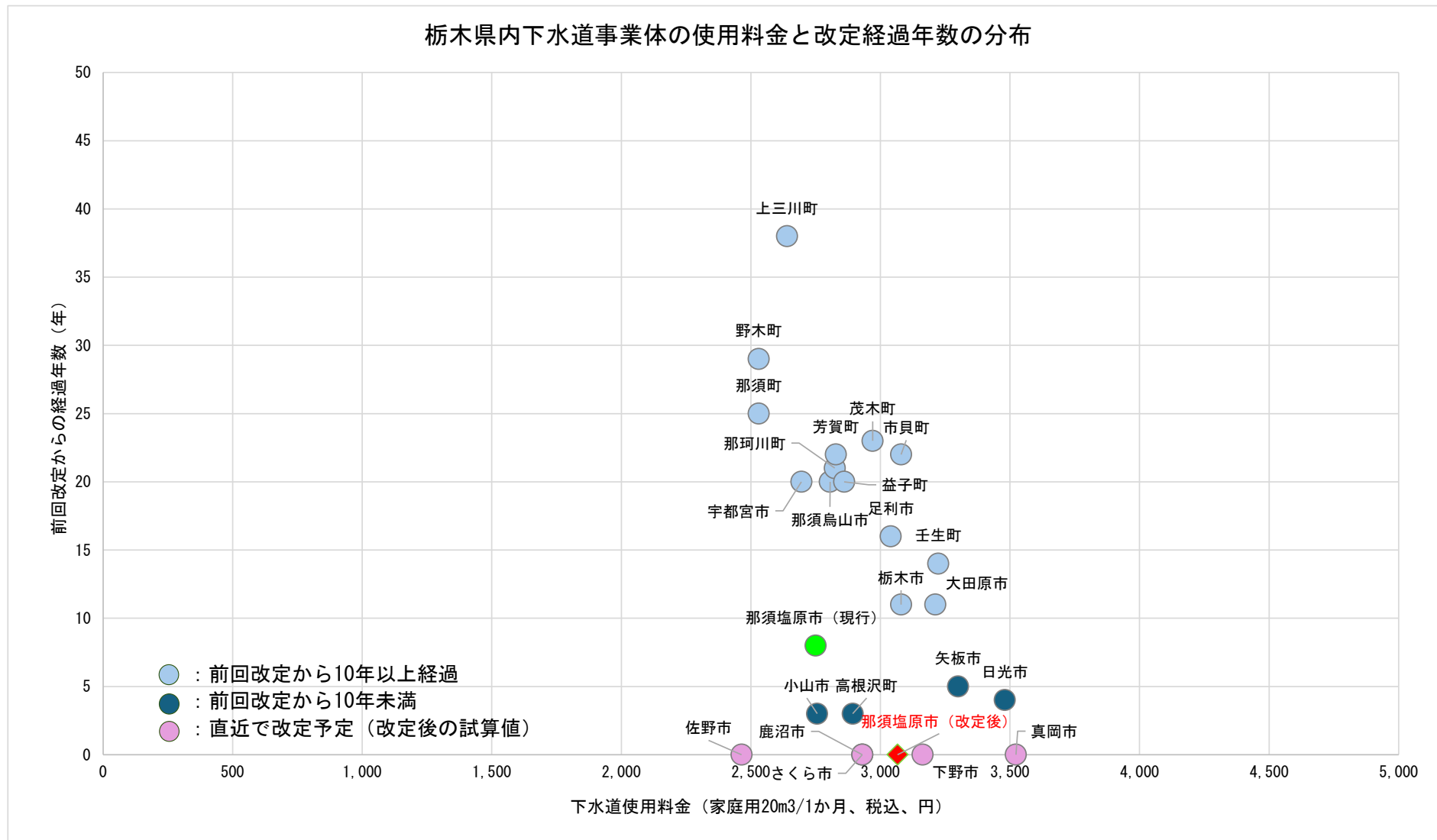
2. 案の比較・選定

2.4 改定実施後の近隣事業者との比較〈下水道〉



2. 案の比較・選定

2.4 改定実施後の近隣事業体との比較〈下水道〉



2. 案の比較・選定

2.5 水道料金改定案の選定

■ 案の選定

案①と案②を比較した結果、令和9年度から令和13年度の期間における水道改定率は、案①は案②より5.7ポイント改定率が高い結果となるが、令和14年度以降は案②の方が8.0ポイント高い結果となる。また、案②は企業債残高が高く、元金償還や支払利息等によって長期的な視点では財政面に不安が残る。

したがって、水道事業の財政をより健全に維持できる案①を選定する。

案	水道改定率	次回改定率	下水道改定率	改定率の期間差分
①	19.2%	16.0%	11.5%	令和9～13年度 ①と②の差分：5.7ポイント ↓ 令和14年度以降 ①と②の差分：8.0ポイント
②	13.5%	24.0%	11.5%	

料金改定のスケジュール

実施スケジュールについて

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した水道料金減免を実施予定。
現行料金に一時戻した後、令和9年4月より今回の料金改定を実施。

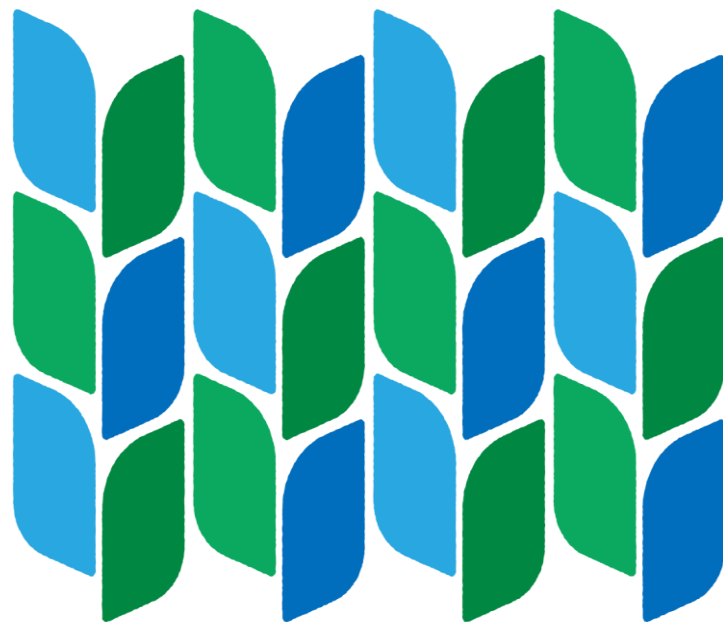
令和8（2026）年度									令和9（2027）年度				
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
← 水道料金減免期間 →									← 現行料金 →				
← 料金改定周知・広報期間 →									→ 水道料金・下水道使用料金改定（新料金） →				

水道料金減免期間	令和8年8月～令和9年1月
水道料金改定（新料金）	令和9年4月～
下水道使用料金改定（新料金）	令和9年4月～

まとめ

料金改定案のまとめ

- 料金改定率のケースとして、水道事業 2 案、下水道事業 1 案を提示した。
- 水道事業においては、水道事業の健全な運営と、長期的な市民負担を総合的に判断し、案①（改定率19.2%）を最終案とする方針を示した。
- 下水道事業においては、経費回収率100%を目指すために必要な改定率として11.5%と設定した。
- 水道事業、下水道事業ともに料金・使用料改定に関する周知期間を令和 8 年 10 月から 6 カ月程度確保し、令和 9 年 4 月より新料金を開始する方針を示した。



好きを、編む。
那須塩原市